

質問事項への回答

【「地域包括支援センター」と「利用者」の契約について】

質問1) 市内の地域包括支援センターが使用する利用者との「契約書」の共通様式を示していただけますか？

地域包括支援センターは市町村業務です。契約内容が地域包括支援センターごとに異ならないよう市で共通様式を作成し、示してください。

回答1) 「地域包括支援センター」と「利用者」との契約書の雛型につきましては、現在、検討しているところでございます。

【「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業所」の契約について】

質問2) 市内の地域包括支援センターとの契約を一括契約にしていただけませんか？

一つの居宅介護支援事業所は、複数の地域包括支援センターと契約することになっていくと思います。その都度個々の地域包括支援センターとの書面による契約とならないよう簡略化した方法を検討していただきたい。

回答2) 契約につきましては、それぞれの法人毎で契約条件等が異なる可能性もあり、個々に契約することになるものと考えております。

なお、4月サービス分の3月中のケアプラン作成分につきましては、現在、県から契約書の雛型が示されておりますので、市のホームページからダウンロードできるよう準備してまいりたいと存じます。

質問3) 「契約手続き」、「契約書」は市共通とし、市から提示していただけますか？

地域包括支援センターは、4月からの稼働となります。その前(3月)までに川崎市より「共通契約様式」を提示し、手続き方法について提示していただきたい。

回答3) 4月サービス分の3月中のケアプラン作成に係る契約書については、現在、県から雛型が示されておりますので、市のホームページからダウンロードできるよう準備してまいりたいと存じます。

【「個人情報の取扱い」について】

質問4) 業務を受託した居宅介護支援事業所の個人情報の取扱い方法のルールをきめていただけますか？

個人情報保護法が施行されてから介護支援事業所では事業所ごとに様々な方法で個人情報を管理しています。居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの情報のやり取りなどは、全市共通となるよう市によりルール化しておいていただきたい。

回答4) 居宅介護支援事業所における個人情報の保護につきましては、厚生労働省から示されております個人情報保護法のガイドラインを遵守していただくことにより対応をお願いいたします。

【市民への周知について】

質問5) 17年度内に新制度内容を説明する、わかりやすい市民向け「リーフレット」を作って配布していただけますか？

制度改正内容を正確に市民に周知するためには、共通のリーフレット等が必要となります。17年度内でできるだけ早い時期にリーフレット等を作成し、ケアマネージャー等の従事者や市民に配布していただきたい。

回答5) 平成18年2月に介護保険改正の概要版を作成し、区役所をはじめ関係機関に配布させていただきました。また、市政だより3月1日号に制度改正の特集記事を掲載して全市民を対象に周知するほか、3月中旬に実施する被保険者証の一斉更新時に制度改正のミニガイドを同封することによって全被保険者の方に対する周知を図ります。

質問6) 「介護予防の概念」について町会単位での周知を進めていただけますか？

「介護予防」は利用者自身がその意義を理解し取り組む必要があるといわれています。保健師が活動する地域単位での周知を全市的に2月から実施していただきたい。

回答6) 介護予防の周知につきましては、これまでも保健福祉センターを中心に取り組みを進めておりましたので、介護予防分科会で検討した内容を、民生委員、町会や自治会、老人クラブ、ボランティア団体など、さまざまな地域の関係機関にきめ細かく説明してまいりたいと考えております。

【マネジメント課程における役割について】

質問7) 新予防給付ケアマネジメント過程における各機関の役割を明確に示していただけますか？特に「市」「区」の役割について示していただけますか？

新制度では、市、区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所がそれぞれ役割をもって介護予防マネジメントを実施することになっています。それぞれの役割と、特に見えてく「市」「区」の役割について示していただきたい。

回答7) 新予防給付におけるケアマネジメントにつきましては、地域包括支援センターが行うこととなります。なお、利用者への継続的なマネジメント実施の確保の点から、新予防給付マネジメント業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託できるとされています。この場合、地域包括支援センターはプランのチェックを行うこととなりますが、委託した居宅介護支援事業者と協力して利用者の自立支援に向けて取り組んでいただくこととなります。

また、行政の役割分担といたしましては、区内の地域包括支援センターにおける介護予防の評価や指導などは「区」が、全市の調整や評価、給付適正化につきましては「市」が、保険者として確認してまいります。

【仕様様式、帳票について】

質問8) 国指定の標準様式の取り扱いやその他帳票について川崎市の方針を示していただけますか？

地域包括支援センターごと、サービスごと、事業者ごとの様式が存在すると事務が煩雑になり、それぞれの機関が多くの様式を管理しなければなりません。
川崎市が様式等の取り扱いをどのような方針で考えているのかをお示してください。

回答8) 先に実施しました新予防給付ケアマネジメント研修でも国の標準様式を使用してケアプラン作成を実施いたしましたので、現在のところ、国から示されました標準様式をベースに考えております。なお、今後につきましては、実務に携わる地域包括支援センターや介護支援専門員の方の御意見を伺いながら、より使い易い様式について検討してまいりたいと考えております。

【対象者の見通しについて】

質問9) 新予防給付へ移行する利用者数及び新規利用者数の推移（見通し）を2月上旬までに提示していただけますか？

全市データだけでなく、地域包括支援センターエリアごとの利用者の推移についても示していただきたい。地域包括支援センターの事業計画や居宅介護支援事業所の受託可能性を踏まえた事業計画を策定するためにも必要になります。

回答9) 現在、今後の利用者数の見通しにつきまして、国から示された基準をベースにシミュレーション作業を進めているところでございます。まとまり次第報告させていただきますと考えております。

【居宅介護支援事業所で受託できる件数について】

質問 10) 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所で受託できる件数の上限を決めてお示しいただけますか？

ひとりのケアマネジャーが担当できるマネジメント件数が見直されると言われていますが、併せて新予防給付マネジメントの受託件数にも上限を設けさせていただきたい。仮に国が示さなくても川崎市独自の目安を持っていただきたい。

回答 10) この程、国においてケアプランの件数見直しが行われ、新予防給付のケアプランにつきましては、ケアマネジャー1人の担当件数の上限が8件と示されたところでございます。ただし、取り扱い件数の算定にあたりましては、平成18年9月末までの間、介護予防支援に係る受託及び経過的要介護者の数を除くとされており、適用は平成18年10月となります。

【平成18年3月中に作成する介護予防プランについて】

質問 11) 4月以降は介護給付マネジメントのみを実施しようと考えている居宅介護支援事業所の現在の利用者が4月1日更新で要支援になった場合、3月中のプラン作成は誰が行うのですか？

地域包括支援センターは4月以降から稼動と聞いてます。しかし、4月の利用者のプランは3月中に作成する必要があります。その対応をお示してください。

回答 11) 現在ご担当されている利用者の方で、4月からの認定区分が要支援1又は2と認定された方につきましては、地域包括支援センターが設置されるまでの暫定措置として、引き続きケアプランを作成くださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、地域包括支援センターが設置されます4月以降のケアプランにつきましては、地域包括支援センターが引継ぐこととなります。

【地域包括支援センターによる介護予防プラン確認について】

質問 12) 地域包括支援センターが行う介護予防プラン確認の範囲を示していただけますか？

委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネージャーが作成した予防プランを地域包括支援センターがその都度確認することになっていますが、その確認の内容方法、範囲をお示してください。

回答 12) 地域包括支援センターへの委託は、包括的支援事業として一括業務委託となります。したがって、予防プランの確認方法につきましては、利用者基本情報、介護予防サービス支援計画表等の内容から、利用者本人の目標に合わせたプランになっているか、保健師等を中心として包括支援センターのチームアプローチの観点から多角的にご確認いただくこととなります。

【地域包括支援センターが仕様する給付管理ソフトについて】

質問 13) 地域包括支援センターが使用する給付管理ソフトは市内共通とし市で準備していただけますか？

現在、居宅介護支援事業所は、事業所ごとに様々な市販のコンピュータソフトを購入し、利用者管理やプラン表作成、国保連への請求等を行っています。地域包括支援センターは市町村業務です。方式の統一化、ソフト準備の費用等は市で行っていただきたい。

回答 13) 委託の事業費において対応していただきますようお願いいたします。

【地域包括支援センター設立準備に関すること】

質問 14) 地域包括支援センターの具体的な業務について実務者レベルで検討できる場を早急に設定していただけますか？

ケアマネジャーと地域包括支援センター職員間の連携(特に介護予防アセスメント)、在宅介護支援センター業務マニュアルの改訂など具体的な業務に関する検討、研修会の準備など、4月から業務を円滑に行うための準備が早急に必要です。実務者(在宅介護支援センター経験者、ケアマネジャー経験者、行政関係者)による検討会を早々に設定していただきたい。

回答 14) 包括支援センターの業務につきましては、ワーキングチームを設置し、検討しているところでございますが、必要に応じて実務者の方にご参加いただくことを考えております。

質問 15) 主任ケアマネジャーの業務内容や機能について検討する場を設定していただけますか？

主任ケアマネジャーの支援や育成については、介護支援専門員連絡会の役割の一つと考えています。川崎市における業務内容、機能等について検討する場を設定していただき、その一員として介護支援専門員連絡会も参加させていただきたい。

回答 15) 包括支援センターの業務につきましては、ワーキングチームを設置し、検討しているところでございますが、必要に応じて実務者の方にご参加いただくことを考えております。

また、主任ケアマネジャーに限らずケアマネジャーの支援・育成につきましては、引き続き介護支援専門員連絡会の御協力をいただきたいと思いますと考えております。